

学校体育施設開放の手引き

令和 8 年度版

丸森町教育委員会生涯学習課

電話：0224-72-3036 FAX：0224-72-3043
メール：gakushyu@town.marumori.miyagi.jp

◎目次

- 1 学校体育施設利用にあたって (P 2)
- 2 学校体育施設開放使用手順 (P 3)
- 3 申請書記入例 (P 4 ~ 7)
- 4 規則・条例 (P 8 ~ 1 2)

1 学校体育施設利用にあたって

① 団体登録

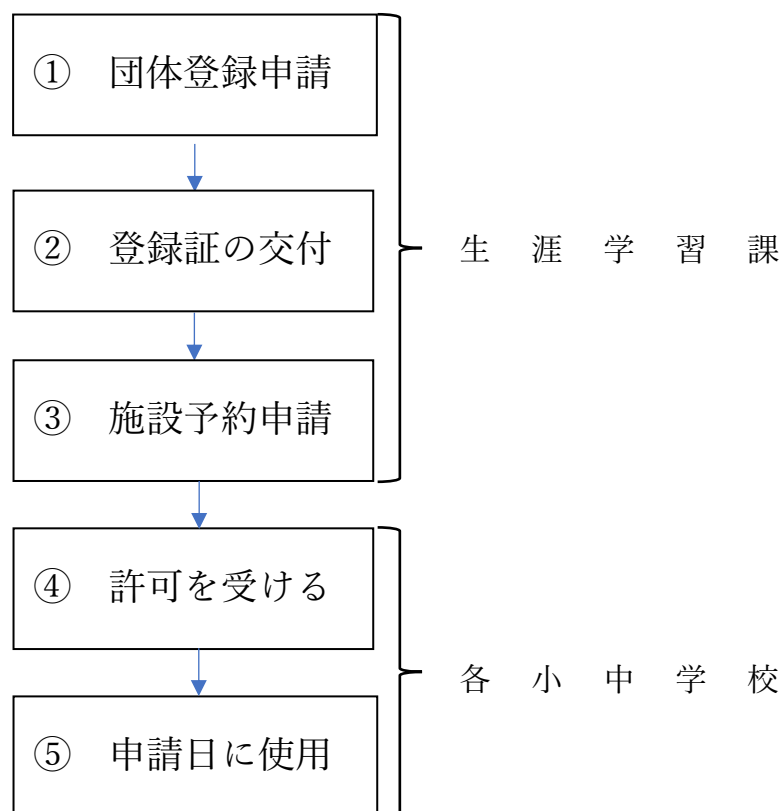
- ・学校体育施設開放を利用する場合は、丸森町教育委員会に登録していただく必要があります。登録申請は丸森町教育委員会生涯学習課（丸森町役場3階）で受け付けています。
- ・登録申請をする場合、丸森町内に在住又は在勤する者で構成し、かつ、成人の責任者を置いていただく必要があります。
- ・登録申請書（P4、5）に記入後、生涯学習課まで提出してください。申請内容を確認後、問題がなければ登録証を交付します。
- ・申請書への記入については、代表者の方には生涯学習課から連絡させていただく場合がありますので、住所と電話番号は誤字、脱字がないようご注意ください。
- ・利用を希望する施設が複数ある場合は、使用する頻度が高いところから順番に記入してください。

② 施設使用

- ・施設使用の申し込みも生涯学習課で受け付けます。申請書（P6）に使用目的、利用を希望する場所、日時等を記入し利用する前月の1日から20日までに提出してください。（土日祝の場合はその前日、メールでの提出可。）
- ・申請した日時すべてが使用可能になるとは限りません。学校行事等との兼ね合いによっては使用不可能な日もあります。
- ・利用団体は、「開放に関する規則」（P8、9）の第7条（利用者の遵守）及び「使用に関する条例」（P10～12）の第5条（使用許可の禁止）の項目を確認してください。

2 学校体育施設開放使用手順

◎施設開放の基本的な流れは、以下のとおりです。



※このほか、施設ごとのルールに従ってご利用ください。

3 申請書記入例

様式第1号 (第6条関係)							記入例
学校体育施設利用団体登録申請書							
							令和 年 月 日
丸森町教育委員会				提出日を記入して下さい			
教育長 佐藤 純子 殿							
住 所		丸森町〇〇〇字〇〇					
団 体 名		丸森運動クラブ					
代表者氏名		丸森 太郎					
電話番号		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇					
学校体育施設利用登録団体として承認下さるよう申請します。							
記							
団 体 名		丸森運動クラブ					
登 録 人 数		男	5人	女	5人	計	0人 別紙団体員名簿のお
利 用 責 任 者	住 所	丸森町〇〇〇字〇〇					
	氏 名	丸森 太郎					
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇					
ス ポ ー ツ 種 目		〇〇〇〇					
目 的		〇〇〇〇の練習のため					
利 用 希 望 施 設		丸森中学校 体育館・グラウンド					
施設を利用するときは、規則等に定められた事項を厳守いたします。							
受付	令和	年	月	日	登録番号		
ここは記入しないでください。							

団体員名簿			団体名「〇〇〇」	記入例
No.	氏名	性別	住所	備考
1	丸森 丸森	男	丸森町〇〇〇字〇	
2	丸森 太郎	男	丸森町〇〇〇字〇	
3	丸森 丸子	女	丸森町〇〇〇字〇	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

学校体育施設利用団体登録証

登録番号	《登録番号》
団体名	《団体名》
登録人員	《登録人員（名）》
責任者	氏名 《責任者名》
	住所 《住所》

令和 年 月 日

上記団体は、学校施設利用登録団体であることを証する。

丸森町教育委員会
教育長 佐藤 純子

注意事項

- 1.この証は、学校施設を利用申請する際、学校に提示してください。
- 2.この証は、必ず責任者が所持してください。
なお、この証を他の団体等に貸与することを禁じます。
- 3.この証を紛失した時は、すみやかに教育委員会に届け出て再交付をうけてください。
- 4.この証の有効期限は、登録の日から令和 年 月 .日までとする。

学校名を記入してください。

丸森町立 学校施設使用許可申請書

年 月 日

丸森町教育委員会 殿

申請者
住所
氏名
連絡先(電話)

希望の日時を記入してください。

使用の目的(行事名称)	
使用しようとする施設の名称	体育館 校庭 その他()
期日及び期間	年 月 日() 時 分から 時 分まで
	年 月 日() 時 分から 時 分まで
	年 月 日() 時 分から 時 分まで
	年 月 日() 時 分から 時 分まで
	年 月 日() 時 分から 時 分まで
集合見込み人員数	名
その他参考事項	
使用備品	

許 可 書

年 月 日

殿

印

丸森町立学校施設の利用に関する条例第4条第1項の規定により申請書どおり使用を許可します。

使 用 料				備 考
体育館	校庭	その他	計	減免の適・否(条例第7条)
使用料の算定基礎・その他				

報 告 書

年 月 日

丸森町教育委員会 殿

丸森町立
学校長 印

丸森町立学校施設の利用に関する条例第4条第1項の規定により申請書どおり使用を許可したので、同条第2項の規定により報告します。

使 用 料				備 考
体育館	校庭	その他	計	減免の適・否(条例第7条)
使用料の算定基礎・その他				

4 規則・条例

○丸森町立学校体育施設の開放に関する規則

昭和 61 年 3 月 19 日
教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丸森町立学校施設の使用に関する条例(昭和 33 年丸森町条例第 5 号)に定めるもののほか、丸森町における社会体育の普及のため、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理責任)

第 2 条 学校施設の開放に関する事務及び学校施設設備の管理責任は、教育委員会とする。

(開放の種類)

第 3 条 学校施設の開放は、次のとおりとする。

- (1) 運動場
- (2) 体育館

(開放の日時)

第 4 条 学校施設の開放は、当該学校長の意見を聞いて、教育長が定めるものとする。

(施設の利用許可)

第 5 条 学校施設の開放は、教育委員会に登録された団体に限り許可するものとする。

(利用団体の登録等)

第 6 条 利用団体として登録しようとする団体は、丸森町内に在住又は在勤する者 10 名以上で構成し、かつ、成人(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。)の責任者を置かなければならない。

- 2 登録は、学校体育施設利用団体登録申請書(様式第 1 号)により申請し、学校体育施設利用団体登録証(様式第 2 号)の交付を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、審査の上利用団体として登録するものとする。
- 4 登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。
- 5 教育委員会は、次の各号の一に該当した場合は、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 登録団体がスポーツ活動以外の用途に使用したとき。

(利用者の遵守)

第7条 学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意すること。
- (2) 盗難等の防止のため施錠は確実に責任をもって行うこと。
- (3) 施設設備、その他の物件を損傷しないこと。
- (4) 許可目的以外に使用しないこと。
- (5) 施設内の清掃及び整理整頓に努め、使用後は原状に復するとともに、利用条件の向上に努めること。
- (6) 許可を受けた使用時間を守ること。
- (7) 利用が複数団体になる場合は、互いに譲り合い、より有効な利用に努めること。
- (8) 所定の場所以外に車を乗り入れ、駐車しないこと。
- (9) 許可を受けた使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(利用の中止)

第8条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施規程に違反した利用者に対し、利用の中止を命じることができる。

(利用者の賠償責任)

第9条 利用者は、学校施設設備を故意若しくは過失によって毀損又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第10条 学校施設の利用に際して生じた事故の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 教育委員会は、施設の設置又は管理瑕疵による事故以外については、責任を負わないものとする。
- (2) 利用許可されない施設又は開放時間外において発生した事故については、自損行為とみなす。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日教委規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日教委規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○丸森町立学校施設の使用に関する条例 昭和33年3月20日条例第5号

丸森町立学校施設の使用に関する条例

(趣旨)

第1条 丸森町教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に係る丸森町立学校施設の利用に関しては、法令に別段の定めあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において「学校施設」とは、校地、校舎、運動場又は教育の用に供する土地、建物及びこれらの土地建物に附属する設備をいう。

(使用許可の申請)

第3条 学校施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、学校施設使用許可申請書(様式第1を委員会に提出し許可を受けなければならない。)

2 前項の申請書は、使用しようとする日前7日までに当該学校の校長に提出しなければならない。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条の規定による使用については、この限りでない。

3 校長は、前項の規定により提出された申請書に意見を付して速やかに委員会に進達しなければならない。

(校長への委任)

第4条 前条第2項の規定により校長に提出された申請書が、使用期間3日以内でかつ異例な使用と認められない場合であるときは、前条第1項の規定にかかわらず当該学校長において学校施設の使用を許可することができる。

2 校長は、前項の規定により学校施設の使用を許可した場合においては、その旨を様式第1号の2により委員会に報告しなければならない。

(使用許可の禁止)

第5条 次の各号の一に該当し又は該当するおそれがある場合においては、委員会又は校長は学校施設の使用許可を与えてはならない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公安を害し風俗をみだしその他公共の福祉に反するとき。
- (3) 専ら私的営利を目的とするとき。
- (4) 学校施設をき損する等その管理上支障があるとき。
- (5) その他委員会又は当該学校の長において支障があると認めるとき。

(経費の負担納入)

第6条 第3条及び第4条の規定により使用許可を受けたものは、使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

2 学校施設を使用するために要する一切の経費は、使用者が負担するものとする。

(減免)

第7条 使用料は別表のとおりとする。

2 町長は、特別の事情があると認めた場合に限り使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用許可の取消等)

第8条 次の各号の一に該当する場合においては、委員会、当該学校長は、学校施設の使用許可を与えた後においても許可を取消し又はその使用を拒否することができる。

- (1) 第5条各号の一に該当する事由があるとき。
- (2) 申請書に虚偽の事実が記載されているとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。

(き損等の場合の賠償)

第9条 使用者は、学校施設をき損し又は滅失したときはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(実施規定)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会の規則で定める。

附 則

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年9月27日条例第31号)

この条例は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月13日条例第14号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第11号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定により使用又は利用の許可を受けた者の使用料又は利用料の納入については、なお従前の例による。

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表(第7条関係) 施設の名称	昼間	夜間	備考
	自 午前9時	自 午後6時	
	至 午後6時	至 午後10時	
小、中学校の屋内運動場及び柔剣道場	2,730円	2,100円	昼間の使用料については、4時間以内の場合は半額とする。 2教室以上使用する場合の使用料は左記の基本額に室数を乗じて得た額とする。
小、中学校の教室	1,050円	1,050円	屋内運動場のシャワーは1回につき200円とする。